



地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局 の認定について

三重県医療保健部薬務課

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。※令和3年8月1日より認定制度開始

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

※2025年1月末時点で4,262件



専門医療機関連携薬局

※2025年1月末時点で208件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



【主な要件】

- ・ 関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・ 夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参加
- ・ 地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・ 在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等） 等

【主な要件】

- ・ 関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・ 学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
 - 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

※認定期間 1 年間（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）

地域連携薬局数（全国）

全数 4,262（令和7年1月31日時点）

北海道	1 8 3	東京都	6 4 6	滋賀県	4 7	徳島県	2 9
青森県	3 0	神奈川県	3 6 9	京都府	1 3 1	香川県	4 9
岩手県	3 1	新潟県	9 1	大阪府	2 9 2	愛媛県	3 5
宮城県	9 2	山梨県	1 3	兵庫県	1 7 7	高知県	2 1
秋田県	2 3	長野県	7 1	奈良県	3 5	福岡県	1 2 1
山形県	2 8	富山県	4 1	和歌山県	1 3	佐賀県	9
福島県	7 8	石川県	3 7	鳥取県	3 0	長崎県	3 1
茨城県	1 5 8	岐阜県	4 9	島根県	1 5	熊本県	2 7
栃木県	5 6	静岡県	1 3 0	岡山県	5 2	大分県	3 4
群馬県	6 0	愛知県	1 6 6	広島県	1 0 8	宮崎県	2 2
埼玉県	2 6 2	三重県	6 8	山口県	2 9	鹿児島県	3 6
千葉県	2 1 4	福井県	1 6			沖縄県	7

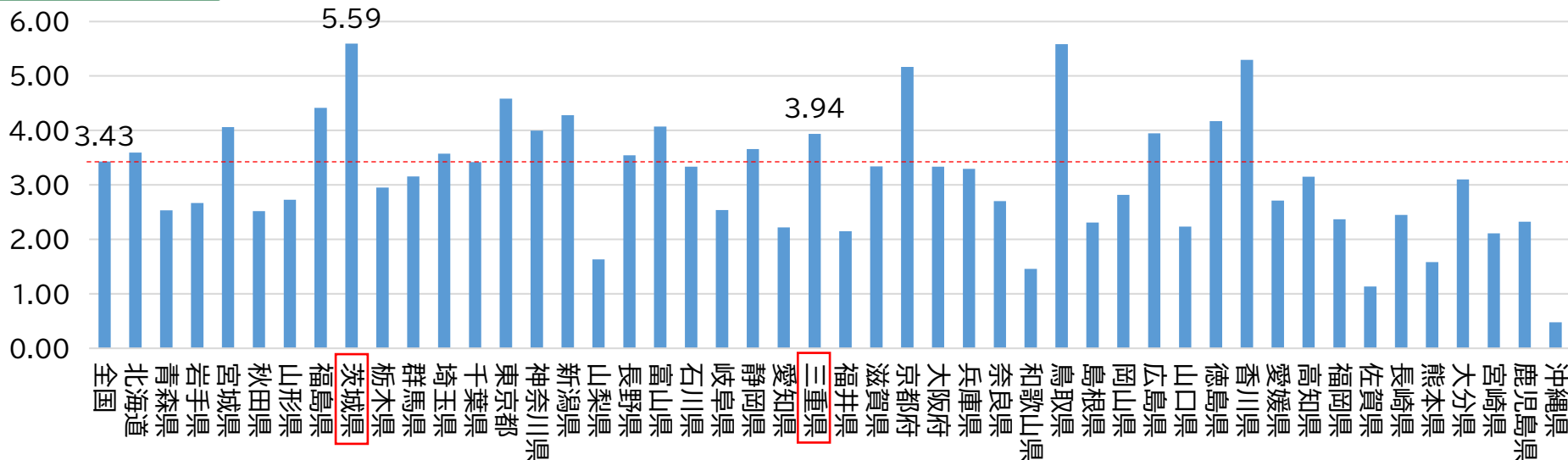
専門医療機関連携薬局数（全国）

全数 208（令和7年1月31日時点）

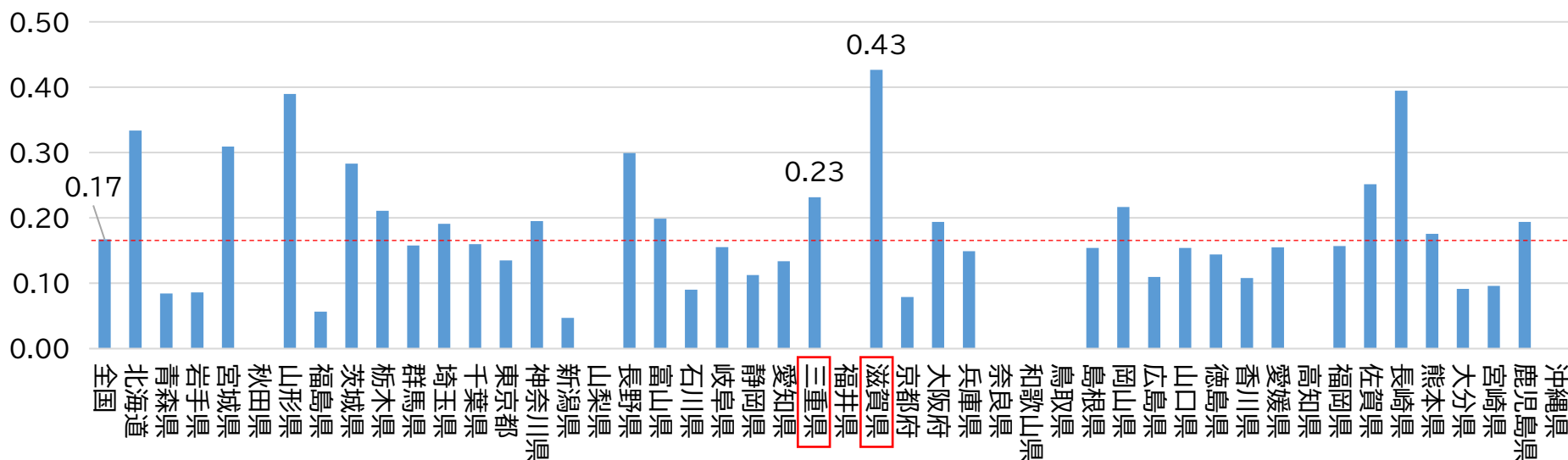
北海道	17	東京都	19	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	18	京都府	2	香川県	1
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	17	愛媛県	2
宮城県	7	山梨県	0	兵庫県	8	高知県	0
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	8
山形県	4	富山県	2	和歌県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	1	熊本県	3
栃木県	4	静岡県	4	岡山県	4	大分県	1
群馬県	3	愛知県	10	広島県	3	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	3
千葉県	10	福井県	0			沖縄県	0

人口10万人あたり認定薬局数（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



※算出方法：（認定数；2025年1月31日現在）／（人口；2023年10月1日現在）

市町別地域連携薬局数（県内）

区域	市町	中学校区		認定件数		
桑員	桑名市	17	10	4	3	(3)
	いなべ市		4		1	(0)
	木曽岬町		1		0	(0)
	東員町		2		0	(0)
三泗	四日市市	26	22	7	6	(6)
	菰野町		2		1	(1)
	朝日町		1		0	(0)
	川越町		1		0	(0)
鈴亀	鈴鹿市	13	10	18	13	(14)
	亀山市		3		5	(5)
津	津市	20	20	13	13	(14)
伊賀	伊賀市	15	10	6	3	(2)
	名張市		5		3	(3)

三重県		149	68	(68)
-----	--	-----	----	------

区域	市町	中学校区		認定件数		
松阪	松阪市	18	11	8	7	(9)
	多気町		2		0	(0)
	明和町		1		1	(1)
	大台町		2		0	(0)
	大紀町		2		0	(0)
伊勢志摩	伊勢市	24	10	10	6	(5)
	鳥羽市		4		0	(0)
	志摩市		6		3	(3)
	玉城町		1		1	(1)
	度会町		1		0	(0)
	南伊勢町		2		0	(0)
東紀州	尾鷲市	16	2	2	0	(0)
	紀北町		4		1	(1)
	熊野市		5		0	(0)
	御浜町		3		1	(0)
	紀宝町		2		0	(0)

※認定件数：令和7年2月末時点（令和6年2月末時点）

※区域：地域医療構想における構想区域

※厚生労働省では、日常生活圏域（中学校区）ごとに少なくとも1つ以上の薬局が認定を得ることを目標としている。

専門医療機関連携薬局数（県内）

二次医療圏	構想区域	認定件数			二次医療圏	構想区域	認定件数		
北勢	桑員区域	0	0	(0)	南勢志摩	松阪区域	2	0	(0)
	三泗区域		0	(0)		伊勢志摩区域		2	(2)
	鈴亀区域		0	(0)					
中勢伊賀	津区域	2	2	(2)	東紀州	東紀州区域	0	0	(0)
	伊賀区域		0	(0)					

三重県	4	(4)
-----	---	-----

※認定件数：令和7年2月末時点（令和6年2月末時点）

※厚生労働省では、二次医療圏ごとに少なくとも1つ以上の薬局が認定を得ることを目標としている。

令和6年度の取組状況と課題

取組状況

1 県民向けの取組

- 県ホームページ※¹に認定薬局制度の紹介や認定薬局リストを掲載
- 「医療情報ネット（ナビイ）※²」において、認定薬局が検索可能となるよう整備
- 「薬と健康の週間」等の機会を通じた広報の実施

2 薬局向けの取組

- 在宅医療に必要とされる薬剤師の専門スキルの習得・強化を目的とした各種研修会開催への支援

※¹：県HP「地域連携薬局および専門医療機関連携薬局について」（<https://www.pref.mie.lg.jp/LIFE/HP/m0076100057.htm>）

※²：厚生労働省が運営している、全国の医療機関・薬局を検索することができるシステム
（<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>）

課 題

- 地域連携薬局等の認定制度についてあまり認知されておらず、利用者にどのようなメリットがあるのか不明確であり、また、薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、認定制度が十分に活用されていない。
- 地域連携薬局について、厚生労働省の想定する日常生活圏域（中学校区）ごとに1薬局以上を満たしていない地域が複数あるため、引き続き認定薬局数の確保を進める必要がある。
- 専門医療機関連携薬局については、厚生労働省が想定する薬局数は満たしているものの、各二次医療圏で1薬局以上という目標は満たしていないことから、不足地域での認定薬局の確保を進める必要がある。

- ・ 令和5年12月25日より計13回開催（継続中）
- ・ 令和6年9月30日、「これまでの議論のまとめ」公表

【背景】

- 少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方、医療の担い手確保が困難になる中、在宅患者への夜間・休日等の緊急時や離島・へき地等での薬剤提供が課題として指摘されている。
- 薬局・薬剤師は、高度化、普及してきたICT技術等を活用しつつ、関係職種と連携しながら、専門性を発揮することも求められている。
- 令和元年改正薬機法により導入された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局や健康サポート薬局についても、上記の課題を踏まえつつ、その機能や果たすべき役割などを整理することが必要。
- こうした背景を踏まえ、**薬局・薬剤師の機能強化等に関する諸課題について検討が必要。**

【検討内容】（※ 優先的に検討する事項）

（１）夜間・休日及び離島・へき地での外来・在宅医療における薬剤提供のあり方

- ・ 夜間・休日での薬剤提供のあり方
- ・ 離島・へき地における、医師・薬剤師不在時を含めた円滑な薬剤提供のあり方 等

（２）認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能のあり方

- ・ 認定薬局の役割、地域における位置付けの整理
- ・ 健康サポート薬局の役割、地域における位置付けの整理
- ・ 地域に必要な薬局・薬剤師機能を発揮するための薬局間連携のあり方 等

（３）その他

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 これまでの議論のまとめ概要①

検討の背景・課題

- 「患者のための薬局ビジョン」の実現を目指し様々な施策を推進する中、健康サポート薬局や認定薬局など、患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されているが、健康サポート薬局や認定薬局についてはあまり認知されておらず、利用者にどのようなメリットがあるのか不明確であり、また、薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 地域において求められる薬剤師サービスは多岐に渡っており、地域全体で効果的・効率的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築が重要であるとの指摘がある。
- このような状況を踏まえ、**地域における薬局の役割・機能のあり方の整理、健康サポート薬局、認定薬局について、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化するための検討を実施。**

地域における薬局の役割・機能

- 薬局は、地域の公共的な施設として様々な役割を果たすことが求められており、それに対応する機能も必要。医療資源が限られている中、**地域での医療資源を有効に活用する観点から、薬局間の連携等により地域・拠点で必要な機能を確保していくことが必要。**
- **薬局に必要な機能について、個々の薬局に必要なもの、本来は個々の薬局で持っていることが望ましいが、少なくとも薬局間の連携等により地域・拠点で確保すべきものを整理。**

【薬局に求められる役割】

- ・ 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- ・ 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- ・ 薬剤師の資質向上
- ・ セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援
- ・ 災害・新興感染症発生時の対応・支援等

【個々の薬局に必要な機能】※どの薬局を利用した場合でもサービスとして提供されるべきもの

- ・ 外来患者への調剤・服薬指導等
- ・ 在宅対応（他の薬局との連携、関係機関との連絡調整を含む）
- ・ 入院・退院・在宅の移行において円滑に薬剤提供ができるよう医療機関・他の薬局等と連携すること
- ・ 地域住民へのOTC医薬品等に関する相談対応・販売、受診勧奨等

【地域・拠点で確保すべき機能】※行政が関与し、地域の実態を把握し必要な体制を構築することが重要

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ① 未病の方を含む地域住民を対象としたもの | ④ 外来、在宅患者を対象としたもの |
| ・ 健康・介護相談等（関係機関との連携） | ・ 無菌製剤処理・医療用麻薬調剤・高度薬学管理 |
| ② 主に外来患者を対象としたもの | ⑤ その他、地域全体を対象とした |
| ・ 夜間・休日対応 | ・ 災害・新興感染症発生時の対応・支援 |
| ③ 主に在宅患者を対象としたもの | |
| ・ 在宅対応（臨時の訪問対応、ターミナルケアを受ける患者への対応） | |

地域連携薬局等に求められる機能

地域連携薬局の役割・機能

【課題等】

- 在宅対応や夜間・休日等の対応については、地域において、行政（都道府県、市区町村）が関与し、地域の実態を把握した上で、輪番制や薬局間連携により対応する体制を確実に構築する必要があるため、地域の中でこれらの機能を担う薬局が必要。



【必要な対応等】

- このような薬局の確保を推進し、また、地域において対応可能な薬局を明確にするため、地域において、在宅対応などの機能を担う薬局として地域連携薬局を位置付けるべき。
- 具体的には、地域連携薬局は、個々の薬局に必要な機能に加え、以下の機能を有する必要がある。
 - ・ 在宅対応の実施に加え、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応（臨時対応含む。）すること
 - ・ 医療用麻薬調剤の対応
 - ・ ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理
 - ・ 医療機関等との情報共有
- これらの機能のうち、ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理については、すべての地域連携薬局に必須とする機能ではないが、地域の実状を踏まえ必要な体制を確保することが重要。
- 地域連携薬局がこれらの機能を担い、地域で求められる役割を果たすことができるよう、制度（要件、名称等）についても見直すことが必要。

- 「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」において、在宅医療における薬剤提供のあり方や離島・へき地等における薬剤提供のあり方について引き続き議論されています。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 これまでの議論のまとめ概要③

健康サポート薬局の役割・機能

【課題等】

- 健康サポート薬局は、個々の薬局に必要な機能を前提に、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の健康の維持・増進に関する課題を発掘し、関係機関等と連携しながら創意工夫して当該課題の解決に導くなど、地域住民の相談役のひとつとしての役割を果たすことが期待されている。
- しかしながら、健康サポート薬局は、地域住民にとって利用するメリットが不明確で、十分に認知されておらず、十分に活用されていない状況にある。



【対応等】

- 求められる役割と必要な機能を改めて明確化し、その上で利用するメリットについて周知を図っていくことが必要。
 - ⇒ 機能の明確化に当たり明示が必要なこと
 - ・ 処方箋のない方も含め、地域住民の健康の保持増進等に関する相談を幅広く受け入れ、自治体等と連携しながら必要な機能につなげられる機能が必要となること、
 - ・ 相談には薬局だけで解決できないものも含まれると考えられることから、地域の自治体を含む関係機関と連携しながら、適切な機能につないでいくことが求められること
 - ⇒ 健康サポート薬局が求められる役割を果たすために実施すべき対応
 - ・ 「健康・介護相談対応等」について、地域の行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携して対応すること
 - ・ 「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」について、積極的に地域の行政や薬局、関係機関と連携すること
- 健康サポート薬局が提供するサービスについて、その質や安全の確保に努めるべきであり、現行の健康サポート薬局は、届出制度であることから、健康サポート薬局の機能や健康サポートに関する取組の質を確保していくための仕組み（認定制度など）を法令に規定することが必要。
- 厚生労働省や都道府県等の行政機関は、健康サポート薬局の役割・機能を明示し、住民、関係機関、関係団体等に周知・広報を図ることが必要。また、健康サポート薬局自ら、及び地域の薬剤師会等と連携を取りながら、積極的に情報を発信していくべき。
- 健康サポート薬局について、地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、名称独占について法令上明確化することが必要。

令和7年度の取組方針（案）

1 県民向けの取組

- 県ホームページにおける認定薬局制度の紹介及び認定薬局リスト掲載
- 「薬と健康の週間」等の機会において、SNS等を活用した広報
- その他、関連事業（医療・介護・健康増進事業等）における普及啓発

2 県薬剤師会との連携

- 認定取得に対する各薬局が抱える課題等の実態把握及び認定薬局数確保に向けた取組の検討

3 薬局向けの取組

- 在宅医療に必要とされる薬剤師の専門スキル等の習得・強化を目的とした各種研修会開催への支援
- 認定取得における課題の整理及び薬局を対象とした研修会等の機会において、申請方法等の情報提供